

全ての特別支援学級に共通する内容

	ページ
○ 特別支援学級における教科指導	41
○ 教材・教具の工夫	42
○ 自立活動	45
○ 交流及共同学習のポイントと計画例	48
○ 保護者・支援員・関係機関との連携	50
○ 進路指導	52

○…肢体不自由・身体虚弱・弱視・難聴の特別支援学級においても参考になる資料

特別支援学級における教科指導

教科指導の目的

学習指導要領の「つきたい力」を押さえた指導

+

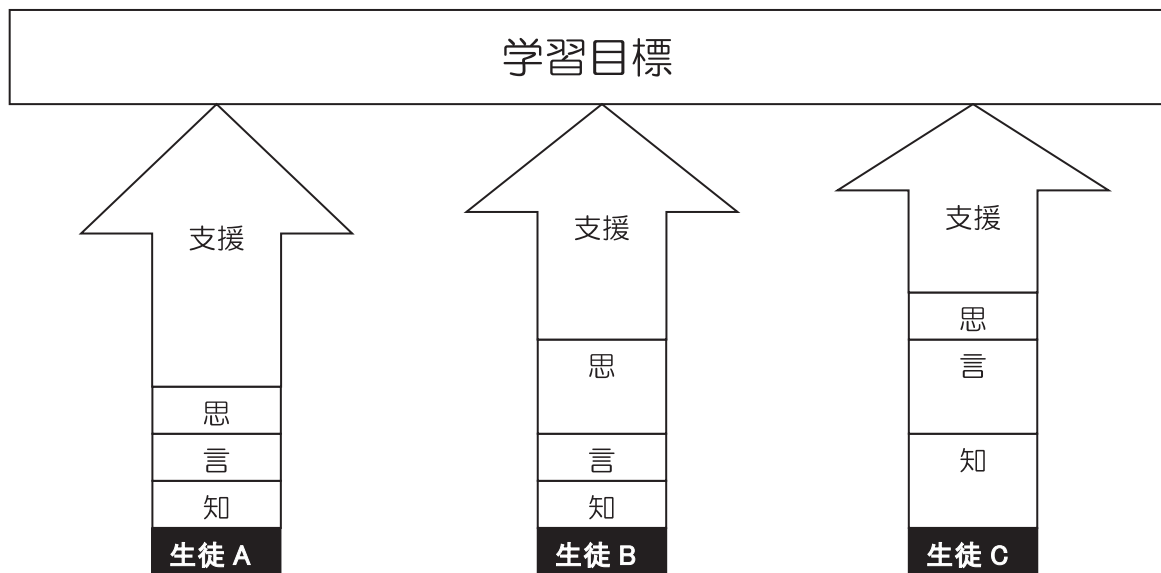
障害の特性に配慮した指導



相応の学力の獲得

特別支援学級での教科指導では、学習指導要領に定められている指導内容から「つきたい力」を明確にして授業づくりを行うことに加え、児童生徒の障害特性に配慮した指導を行っていくことが重要です。教科指導を行っていく上で、どのような指導・支援を必要としているのかを見極め、対処していくことが大切です。

学習目標に迫るために



知：知識　　言：言語力（音韻意識・語彙力・文法力等）　　思：思考力

特別支援学級の指導では、一人一人の子どもの障害の状況やもっている力を適切に把握し、個に応じた支援が必要となります。「この子は、このような実態だからこのような支援が必要だ。」という視点を常にもって授業づくりに取り組む必要があります。

教材・教具の工夫

児童生徒の目標に迫るための教材・教具

児童生徒の実態や目標、学習課題によっては、教科書や市販の教材だけでなく実物や具体物の使用や個に応じた教材の準備が必要になることがあります。身近な素材を使い教材を作ることができます。

実物・具体物の利用

数を量として実感できること、言語を動作化して確かめられること、操作をして確認できることなど、学習を通し理解が深まります。

算数「10、100、1000のかたまり」の教材



つまようじを自分で束ねることによって数量感覚を身に付けることができます。計算の場面でも使えます。

「うめぼし、みそづくり」



材料の計量を通し、ものの重さや体積、またその単位などを学習することができます。

算数「いくつといくつ」の教材

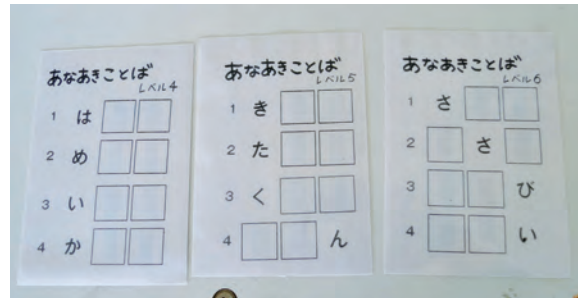
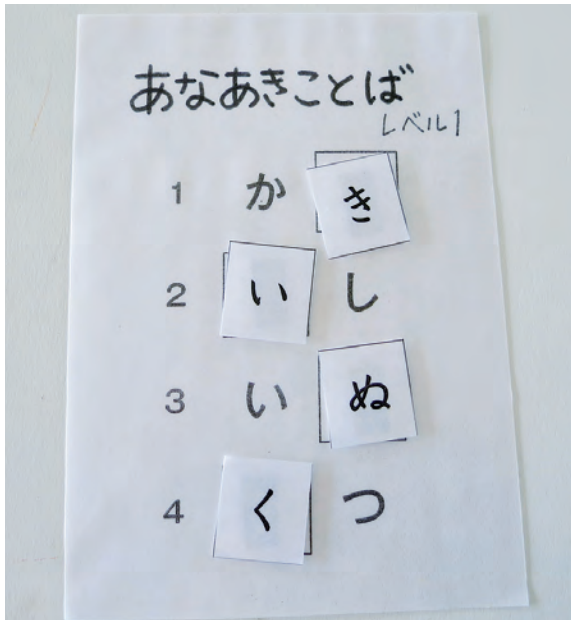


箱に仕切りを付け、ピンポン球を左右の部屋に分けたり合わせたりすることにより、数の合成や分解を学習します。

教材・教具の工夫

スモールステップで、繰り返し学習できる教材

国語「あなあきことば」の教材

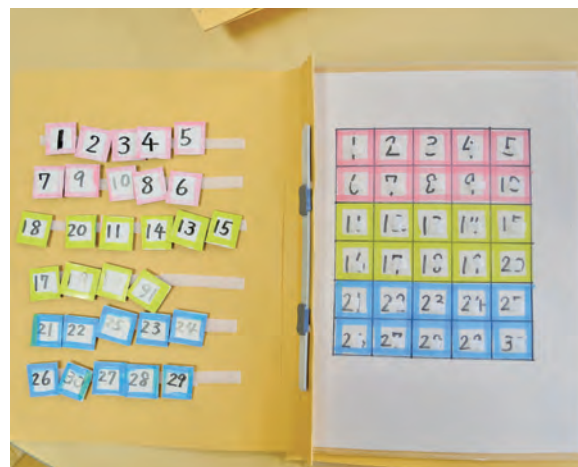
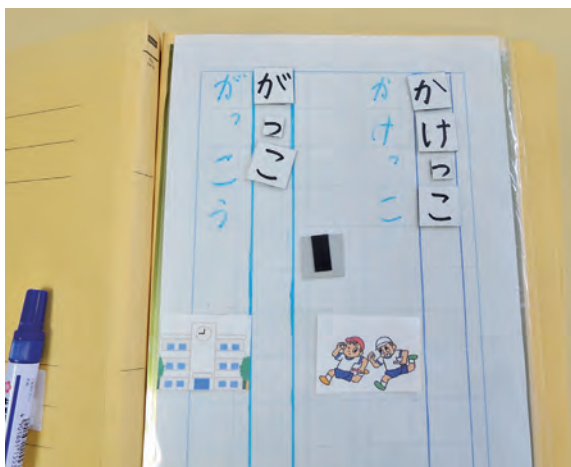


ワークシートはラミネート加工をすることによって、ホワイトボードマーカーで書き込むこともできます。簡単に消すことができ、繰り返し使えるようになります。間違えても大丈夫という安心感が生まれます。

できそうだと思う課題からスタートし、自信を付けていきます。

文字カードをマジックテープで貼るように工夫しました。

算数「数字」の教材



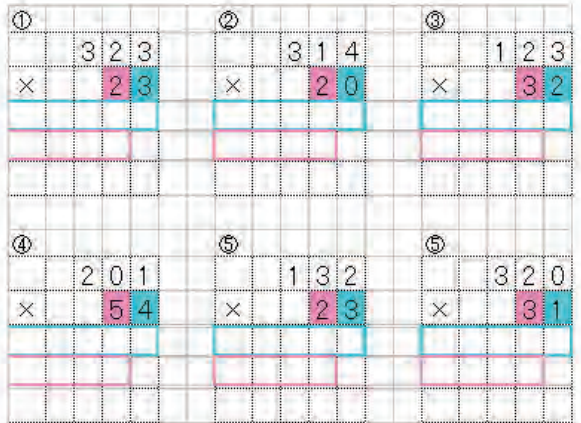
マジックテープの代わりにマグネットを使っても教材作りができます。

ファイルやマジックテープを使って作成した、1から30までの順序を繰り返し学習する教材です。

教材・教具の工夫

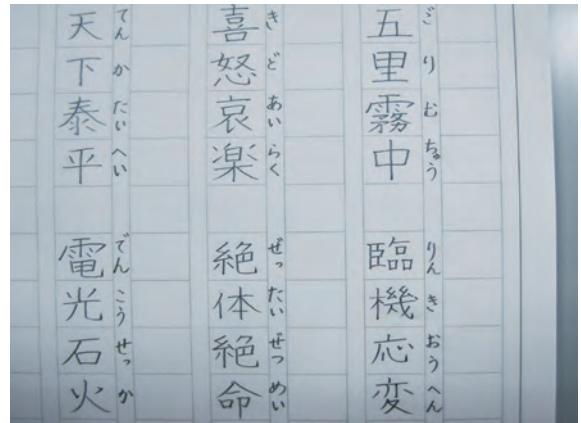
注目すべきところを分かりやすく提示する教材

算数「筆算」の教材



筆算用の枠を、表計算ソフトを使用し
て作りました。色枠で示された部分に計
算した数を入れていくことで、正しい位
で表記できます。

国語「書き取りの見本」の教材



右利きの生徒用の漢字の書き取り見
本です。見本を左側に配置することで、
見ながら書くことができるようにしま
した。

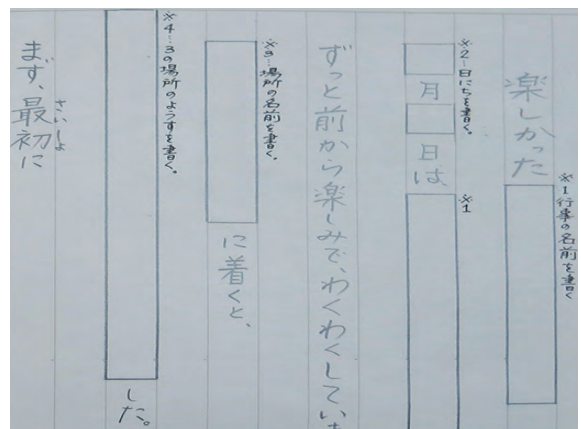
学習の流れ、思考の流れが分かる教材

話し合い活動での意見の整理



児童生徒の思いや考えをカードで確認
し、つなげていきます。考えを整理した
り友達の思いを理解したりしやすくな
ります。

国語「作文」のシート



枠の横に書かれたヒントを見ながら
書き込んでいくシートです。

自立活動

自立活動とは

自立活動は、特別支援学校において、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域です。特別支援学級では、特別の教育課程を編成する際、児童生徒の実態に応じて自立活動の内容を取り入れることができます。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の指導内容

指導内容は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成され、次の6つの区分の下に26項目が分類・整理されています。

- ①健康の保持
- ②心理的な安定
- ③人間関係の形成
- ④環境の把握
- ⑤身体の動き
- ⑥コミュニケーション

この中から個々の児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

特別支援学級の自立活動の指導

特別支援学級における自立活動の指導は、児童生徒の障害の程度が比較的軽度であることから、学校の教育活動全体を通じて行い、時間における指導は行わない場合もあります。しかし、このような場合においても、児童生徒の障害の状態に応じた自立活動について、個別の指導計画を作成することが望ましいです。また、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を得ることや、地域の特別支援学校との連携を図った指導を行うことも大切です。

知的障害特別支援学級の自立活動の指導内容例

知的障害に随伴してみられる、言語、運動、情緒、行動上の特に配慮を必要とすること（コミュニケーション、身体の動き、心理的な安定などに関する内容）等があげられます。

特別支援学級のハンドブック P 29～31 を見てください。この冊子の資料-19 にも自立活動の指導内容例を載せてあります。



自立活動（活動例）

児童生徒が意欲的、主体的に自分の学習課題に取り組めるようにするため、自分の学習課題を認識できるようにすることが大切です。

この活動の流れは、手先を器用に動かすことが難しい児童を対象とした自立活動の時間を設けての指導です。（写真1の表③～⑥）

児童の目標

- ・切る、貼る、つまむなどの活動を通して、指先の感覚を高めることができる。（身体の動き）
- ・手を使った活動を繰り返し行うことで、手の巧緻性や握る力を高めることができる。（身体の動き）
- ・両手の協応や目と手の協応とともに、正確性や速さ、持続性の向上を図る。（環境の把握）

活動内容表③の箸を使っただけの活動では、大豆などつまみやすいものから始め、小豆、ビーズなど難易度を上げていきます。また、時間を測ることによって、ゲーム的な要素も加わり、児童は意欲的に取り組みます。そして、今までつまむことができなかつたものがつまめたり、いつもより速くできたりしたときは達成感を味わいながら取り組むことができます。

活動内容表④のはさみを使っただけの活動では、児童の興味のある素材を扱うことによって、楽しみながら活動に取り組むことができます。輪郭や線に沿って切っていくことで、はさみを使う技能だけではなく、線を意識し、書字が上手になります。

写真（活動内容表）



③箸を使った活動



④はさみを使った活動



自立活動（活動例）

⑤ビーズを使った活動

活動内容表⑤のビーズを使った活動は指の使い方や色や形、順序などの認知力を高めることにもつながります。

ひとつずつ順に通すことによって、指先の動作のみをターゲットとして課題を設定することもできます。



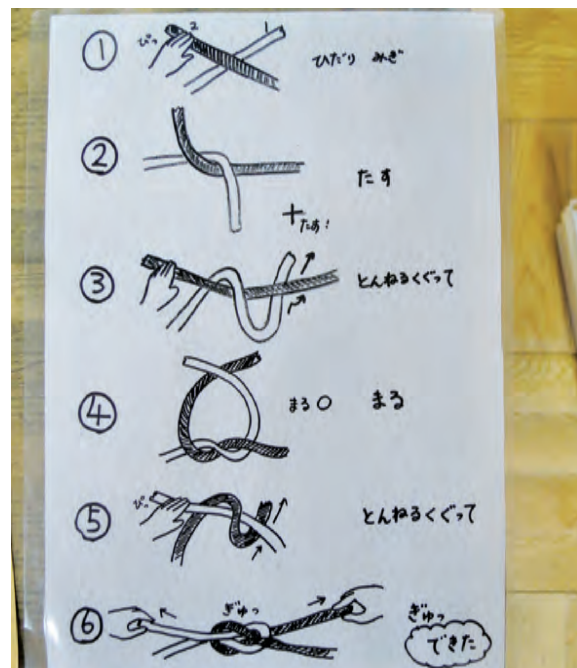
⑥ひも結びの活動

写真の表⑥は、ひも結びの活動です。運動靴のひもを縛るなど、日常生活においても必要になってくる動作の一つです。

まずは本結びから練習をし、次に蝶結びへと段階的に取り組みます。

活動内容は児童の達成度によって組み替えていきます。

これらの課題（箸でのつまみ、はさみで切る、ビーズ通し、ひも結び）において、どうなれば「できた」ことの実感を児童が得られ、できた喜びを味わえるかという点を大切にして、必要性や評価などを含めた授業の展開を考えます。



4月から7月まで取り組んできたことによって、リコーダーの運指が難しかった児童が少しずつ動かせるようになってきたり、自分の姿を描く際に、手を描くことができたりといった変容が見られました。

児童のできたことを日常生活の中で活用し、さらに「自分でできる」ことに自信をもって、次の課題への挑戦意欲を高めることが大切です。

交流及び共同学習のポイントと計画例

交流及び共同学習について

「特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性

を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。」（平成24年中央教育審議会報告より）

このように交流及び共同学習は障害のある児童生徒とない児童生徒の双方にとって重要な学習の機会です。

交流及び共同学習の留意点

障害のある児童生徒とない児童生徒の両者の成長につながる交流及び共同学習を行っていくために、担任間で次のことについて共有したり検討を行ったりしていきましょう。

① 児童生徒の全体像の把握

特別支援学級の担任は、交流学級の担任と、参加する児童生徒の学習面、生活面での困難さやそれに対する支援だけでなく、得意なことや好きなこと等も共通理解します。資料1のような実態記入表を活用すると児童生徒の全体像を把握しやすくなります。その上で交流及び共同学習を行う教科や場面と、その内容や目標について確認しましょう。

② 交流及び共同学習の場面

交流及び共同学習は、教科の授業だけでなく行事や部活動、給食等の場面でも行うことができます。日常的に行う活動に障害のある児童生徒が参加することは、無理なく継続的な交流及び共同学習につながるでしょう。また、地域の行事

や子ども会活動等、様々な場面で地域の人々と活動を共にし交流をもつことも大切です。

③ ユニバーサルデザインの考え方

障害のある児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとって楽しい、分かる、できる活動を工夫していきたいものです。そのためにはユニバーサルデザインの考え方を生かし、生活づくりと授業づくりを行うとよいでしょう。学習の準備の仕方を決める、学級内のルールの見える化、発問や指示の工夫、障害のある児童生徒の視点に立った授業の見直しをします。必要に応じて障害のある児童生徒の特性に応じた支援を工夫していきます。例えば、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒が通常の学級で学習をし、テストを受ける際に、「問題用紙の文字を読みやすい大きさにする」「計算スペースを確保する」「問題用紙に直接答えを記入する」など、児童生徒の力をより確かに見極める工夫をしている学校もあります。

交流及び共同学習のポイントと計画例

平成〇〇年度交流及び共同学習計画（例）

〇〇小学校特別支援学級 H〇〇.4.1.

<目的>

- 日常生活・行事・集会・教科などを通して個に応じた交流を図り、生活経験や交友関係を広める。
- 障害に対する偏見をなくし、同じ社会に生きる人間として、互いに思いやる心を育てる。

<内容>

1 教科

- ・児童の実態に応じて、交流学級の音楽・体育・生活科等の授業に参加する。
- ・通常学級の担任と連携を取りながら指導に当たる。（下記の学年連絡担当者参照）
- ・水泳については危険が伴うので、交流及び共同学習として行わず、特別支援学級で指導する。

2 特別活動、学校行事、集会等

- ・入学式、卒業式、朝礼は交流学級に入って参加する。（始業式・終業式・修了式は別に集合する。）
- ・運動会、マラソン大会は原則として交流学級に入って参加するが、児童の実態に応じて内容を配慮する。
- ・児童会の集会や委員会活動には、担任や支援員と一緒に参加する。
- ・春の遠足は、特別支援学級単独で行う。（人数や実態を考慮して）
- ・学習発表会は、特別支援学級として参加する。
- ・体力テストは、特別支援学級として行う。

3 学年の行事、体験活動

- ・林間学校・修学旅行には交流学級に入り、担任が引率して参加する。
- ・交通教室には1年生と一緒に〇組、〇組（低学年）のみ参加する。
- ・4年の自転車教室には、希望者のみ参加する。

4 クラブ活動

- ・担任や支援員と一緒に、希望のクラブに参加する。

5 通学区活動

- ・居住地地域に参加する。

6 給食交流

- ・原則として、毎週1回木曜日に行う。1学期は学級の生活に慣れた後、5月末から開始予定。
- ・高学年（5・6年）の交流給食については、実施の具体について担任同士で話し合っていく。

<その他>

- ・年度始めに、特別支援学級の児童がそれぞれの交流学級に行き、自己紹介をする。
- ・年度末には手作りカレンダーを持って交流学級に行き、お礼のあいさつをする。
- ・感染性の強い病気が流行している場合は、交流を見合わせる。
- ・情緒障害学級の児童については、理科や社会、家庭科などで交流機会を増やしていく。
- ・可能な場合は、個別に支援の必要な通常学級の児童を受け入れ、交流する。

交流学年との打ち合わせ担当者 学年主任の先生方よろしくお願いします。

1年担当	〇組	()	4年担当	〇組	()
2年担当	〇組	()	5年担当	〇組	()
3年担当	〇組	()	6年担当	〇組	()

保護者・支援員・関係機関との連携

教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と規定されています。

また、学校教育法第43条において、「小学校は、当該小学校に関する保護者

及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」と定められています。

保護者との連携について

教育活動を計画・実施していく上で、家庭との連携を図っていく必要があります。

まずは、保護者との信頼関係をつくるために、保護者の願いや思いを傾聴し、受け止めましょう。また、児童生徒のがんばりを認め、保護者にも伝えます。そのようにすることで、保護者や児童生徒のニーズを共有し、参観会や家庭訪問等で今年度の目標等について共通理解が

図られます。

事前に個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容を確認した上で面談を実施します。目標を説明、指導内容や計画について提案していきませんが、保護者の意見も聴きながら、合意形成を図っていくとよいです。

年度途中の面談等で、進捗状況を伝えていくこともよいでしょう。

支援員との連携について

○支援員に効果的に支援してもらうために

効果的な連携を図るためにも、まず、校内委員会等において、学級担任や特別支援教育コーディネーター等と支援員がどのような連携・協力をするのか事前に決めておくことが必要です。「支援員に特定の児童生徒を担当させて、後はお任せ！」にするのでは効果的な支援は望めません。

次に、支援の対象となる児童生徒が困っていることやその原因、長期的な目標や短期的な目標、指導内容と支援の進め方などについて十分理解してもらうこ

とが重要です。

さらに、学校組織に入る支援員の心情に配慮することが大切です。教員が圧倒的に多数の職場に、少人数で入る支援員は心細いものです。教員にとって常識的なことであっても、支援員には分からないことも多いでしょう。教員の側から声をかけて、支援員とのコミュニケーションを積極的に図りましょう。

○学級担任等と支援員が支援方針を共通理解するために

まず、学級担任等が個別の指導計画を用いて、支援員にその内容を説明します。その際、支援対象となる児童生徒だ

保護者・支援員・関係機関との連携

けでなく、その学級における他の児童生徒への対応上の配慮などについても共通理解がされていると、その後の支援がスムーズに進むようになります。

支援が始まってからは、機会を捉え、打合せや情報交換を行い、同一歩調で支援が進められるように配慮します。

なお、支援員は教員とは異なった立場で子どもにかかわるので、その立場からの気づきや発見が大切な情報になる場合があります。

効果的な支援を行っていくために連携を図っていきましょう。

医療機関との連携について

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の7）には、「児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。」と示されており、特に自立活動の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携・協力を図り、適切な指導ができるようにする必要があります。

例えば、内臓や筋の疾患がある児童生徒の運動の内容や量、脱臼や変形がある児童生徒の姿勢や動作、極端に情緒が不安定になる児童生徒への接し方などについては、専門の医師からの指導・助言を得ることが不可欠です。

また、姿勢や歩行、日常生活や作業上の動作、摂食動作やコミュニケーション等について、児童生徒の心身の機能を評価し、その結果に基づいて指導を進めていくためには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等からの指導・助言を得ることが大切です。

児童生徒の中には、主治医から定期的に治療を受けていたり、作業療法、言語

療法などに通っていたりする場合もあります。必要がある場合には、学校での指導に生かしていきたいということを保護者に伝え、児童生徒が通う際に同行させてもらい、訓練の様子を見たり、医師等に質問をしたりすることもよいでしょう。

情緒や行動面の課題への対応が必要な場合には、心理学の専門家等からの指導・助言が有効になります。

児童生徒の理解、特に認知特性を知ることが、指導や支援を考える上でとても大切です。児童生徒中には、WISC等の検査を受けており、結果を保護者が学校へもってくるケースもあります。その中から検査者が結果を分析した児童生徒の認知特性についての情報が得られることもあります。

※検査の結果において、特にIQなどの数値のみで判断される場合がありますが、障害の特性に応じた支援が求められます。検査結果の扱いには十分注意しましょう。

進路指導

進学について

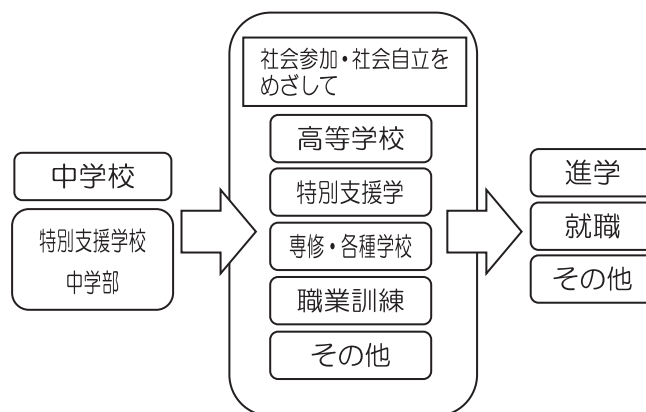
中学校特別支援学級卒業後の進路等を知りたいという質問があります。

静岡県教育委員会では、リーフレット『将来を見すえた進路のために 県立特別支援学校高等部進学用』を作成・発行しています。

中学校卒業後の進路は様々です。これまでに学んできた学習や生活経験などをもとに、これからの希望や自分のもっている力などについて、見つめ直し、自分の適性をしっかりと見きわめることが、よりよい進路を選ぶために大切です。卒業後の進路先については早期から限定せず、児童生徒のよいところに目を向け、できることを増やし、選択肢を増やしていくことも大切になってきます。

特別支援学級卒業後の県内の最新の動向は、静岡県教育委員会が作成している「静岡県の特別支援教育」にて報告があります。まずは、そちらを見てください。

なお、進路相談及び体験入学の一覧についても特別支援教育課のHPにおいて確認してください。



高等学校の入試について

「高等学校の入試時にどのような配慮をしてくれますか」などの質問もよく出されます。『静岡県公立高等学校入学者選抜実施要項』には、下記のように示されています。

障害のある志願者に対する配慮

「一般選抜を受験する際、障害のあることで、(特別の配慮を希望する志願者は、『受検上の配慮願』(様式第17号)を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に当たっては、中

学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料(診断書及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書(様式自由))を添付する。

なお、実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、中学校長等を経由して『受検上の配慮通知』(様式第18号)により通知する。

※提出期限等はその年度の『静岡県公立高等学校入学者選抜実施要項』を確認してください。